

利 用 権 設 定 (転 貸) 関 係

農地売買等事業用

捨印

捨印

公告年月日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---

1. 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名及び住所(A) (農地を借りる方)				(住所)	(電話)	氏名又は名称				Ⓜ			
	利用権を設定する者の氏名及び住所(B)				(住所) 大田原市本町1丁目3番3号	(電話) 23-4834	氏名又は名称 農地利用集積円滑化団体 公益財団法人 大田原市農業公社 理事長 津久井富雄				Ⓜ			
利用権を設定する土地(C)					設定する利用権(D)					利用権設定等 促進事業の実 施により成立 する利用権設 定等に係る当 事者間の法律 関係(E)	利用権を設定する土地の(B) 以外の権限者等(F)			
所 在		地 番	現 況 地 目	面 積 m ²	地 域 区 分	利用権 の 種 類	内 容	始 期 年 月 日	終 期 年 月 日	借 賃	借 り 賃 の 支 払 方 法	住 所 氏 名 又 は 名 称	権 限 の 種 類	同 意 印
No.	大 字													
1					農用地	賃借権	水田利用			10a 当たり		賃貸借		
2						使用貸借権	畑地利用	年	年	田				
3								月	月	円				
4								日	日	畑				
5										円				
6														
7														
8														
小計		田	筆	m ²										
		畑	筆	m ²										
田畑合計			筆	m ²		借賃合計				円				

2. 共 通 事 項（円滑化団体が転貸する場合）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定(転貸)される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下『甲』という)は、利用権の設定を受ける者(以下『乙』という)が災害その他やむを得ない事由のため借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

4) 修繕及び改良

ア. 農地所有者は、甲及び乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他農地所有者において修繕することができない場合で農地所有者の同意があったときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、農地所有者に対してその償還を請求することができる。

イ. 目的物の改良は、甲が農地所有者の同意を得て乙に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には同意を要しない。

5) 租税公課の負担

ア. 目的物に対する固定資産税その他の租税は、農地所有者が負担する。

イ. 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ. 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲、乙及び農地所有者が別途協議するところにより負担する。

6) 目的物の返還

ア. 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、甲に対し目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は、目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ. 乙は目的物の改良のため支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額)の償還を請求することができる。

ウ. イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ. 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

利用権設定(転貸)関係

(農地売買等事業用)

1. 各筆明細

捨印

捨印

所在		地番	現況 地目	面積 m ²	地域 区分	利用権 の種類	内 容	始 期 年月日	終 期 年月日	借 賃	借り賃の 支払方法	利用権設定等 に係る当事者 間の法律関係 (E)	住 所 氏名又は名称	権限 の種類	同意 印							
No.	大 字																					
9					農用地	賃借権	水田利用	年	年	10 a 当たり		賃貸借										
10						使用貸借権	畑地利用			田												
11										円												
12										畑												
13										円												
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
小計	田		筆	m ²																		
	畑		筆	m ²																		
合計	田		筆	m ²																		
	畑		筆	m ²																		
田畑合計			筆	m ²	借賃合計					円												

利用権設定(転貸)関係

(農地売買等事業用)

1. 各筆明細

捨印

捨印

所在		地番	現況 地目	面積 m ²	地域 区分	利用権 の種類	内 容	始 期 年月日	終 期 年月日	借 賃	借り賃の 支払方法	利用権設定等 に係る当事者 間の法律関係 (E)	住 所 氏名又は名称	権限 の 種類	同意 印			
No.	大 字																	
22					農用地	賃借権	水田利用			10 a 当たり		賃貸借						
23						使用貸借権	畑地利用	年	年	田 円 畑 円								
24								月	月									
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
小計	田	筆		m ²														
	畑	筆		m ²														
合計	田	筆		m ²														
	畑	筆		m ²														
田畑合計		筆		m ²	借賃合計					円								